

吹田市知的財産権取得事業補助金募集要項

1 概要

企業価値及び資質の向上を図ることを目的として、知的財産権を取得した中小企業者に対して経費の一部を補助します。

2 補助対象者

- (1) 市内に主たる事業所を有する中小企業者
- (2) 市町村民税の滞納（不申告を含む。）をしていない者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業、特定遊興飲食店営業又は接客業務受託営業に該当する事業を営んでいない者

3 補助対象事業

特許権又は実用新案権を取得する事業

4 補助対象経費

- | | |
|---------------|-----------------|
| (1) 特許権の取得の場合 | (2) 実用新案権の取得の場合 |
| ア 出願料 | ア 出願料 |
| イ 電子化手数料 | イ 電子化手数料 |
| ウ 審査請求料 | ウ 当初 3 年分の登録料 |
| エ 当初 3 年分の特許料 | エ 出願に係る弁理士費用 |
| オ 出願に係る弁理士費用 | |

5 補助金の額等

- (1) 補助金の額
 - ア 特許権の場合：上限 20 万円（補助率 2 分の 1）
 - イ 実用新案権の場合：上限 10 万円（補助率 2 分の 1）
- (2) 補助金交付回数
1 年度、1 事業者につき 1 回限り

6 申請方法

(1) 提出書類

- ア 吹田市知的財産権取得事業補助金交付申請書【様式第1号】
- イ 企業概要書【様式第2号】
- ウ 共同出願者の概要【様式第3号】 ※共同出願を行った場合のみ
- エ 知的財産権の概要【様式第4号】
- オ 法人の場合、履歴事項全部証明書の写し
- カ 個人の場合、直近の確定申告書及び個人事業の開業届出書の写し
- キ 直近の市町村民税の納税又は非課税を証する書類の写し
- ク 知的財産権の取得を証する書類
- ケ 知的財産権出願時に提出した図面及び要約書の写し
- コ 補助対象経費の支払を証する書類

※ア～エは吹田市のホームページから様式をダウンロードして使用してください。

(2) 提出方法

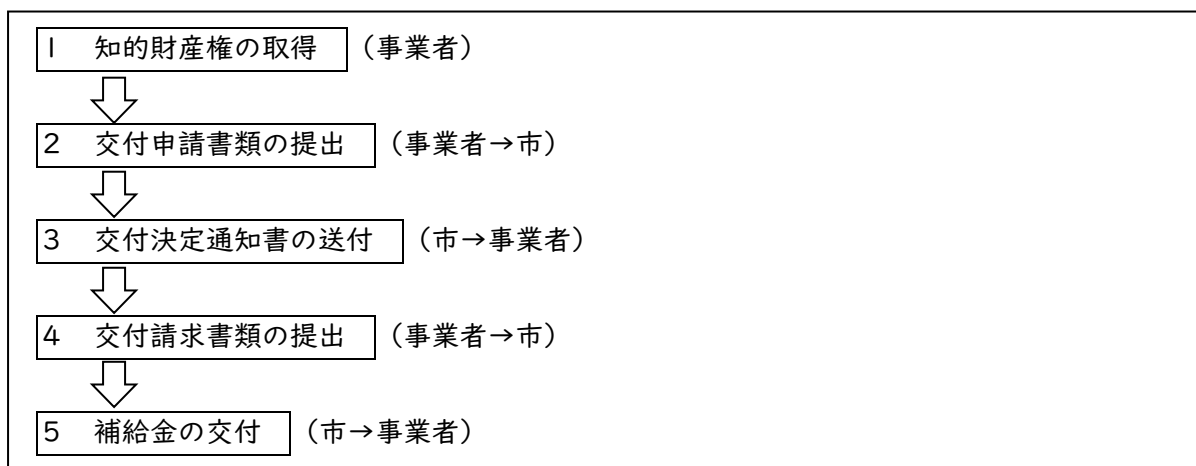
(1)の書類を地域経済振興室へEメール又は郵送（レターパックライト）で提出してください。

※Eメールでの提出を御希望の場合は、必ず事前に御連絡ください。また、連絡後にデータを提出する場合、ファイル名を(1)の書類名にしてください。

(3) 申請期限

知的財産権を取得した日の翌日から起算して1年以内

7 補助金交付手続きの流れ



8 申込み・問合せ先

吹田市都市魅力部地域経済振興室 企業振興担当

〒564-8550 吹田市泉町1-3-40

電話番号 06-6170-7217

メールアドレス sanro_s@city.suita.osaka.jp